


(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	南巨摩郡	身延町	大山	地区名	大山(おおやま)	事業主体	山梨県
(1)事業概要					(3)事業の妥当性評価				
①課題・背景 本計画箇所は、南巨摩郡身延町大山地区に流入する一級河川大山川の左支流に位置している。近年の集中豪雨により溪岸浸食や山腹崩壊の拡大により溪流の荒廃が顕著となり、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。					①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当。				
②整備目標・効果					②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備。				
□主要目標 ○土石流災害の防止 保全対象 人家4戸 県道270m 町道150m 土砂整備率 (現況)0% < 70% ※ 災害実績 有(平成29年10月23日 台風21号) ※ 重要公共施設 有(避難場所 三保寿楽の湯) (※ 評価基準値)					③経済妥当性 費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 1.22 > 1.0 ・便益(B) = 125 百万円 ・費用(C) = 102 百万円				
□副次目標					④事業実施・規模の妥当性 ・流域内は山腹崩壊が発生し、不安定土砂が堆積しており、下流へ流出する恐れがある。なお、砂防ダムの計画はない。				
□副次効果					⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効。				
					⑥環境負荷への配慮 ・切土法面は緑化し、裸地を残さない。 ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する。				
					⑦事業計画の熟度 ・地元身延町からの強い要望あり。				
					<妥当性評価> ・7項目全て妥当であることから、妥当と判断する。				
					(4)事業間優先度評価 ・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 2 優先度評価: I				
(2)整備内容と整備量					(5)総合評価				
①整備内容 谷止工3基 山腹工0.20ha					・(3)及び(4)の結果から「優先的」に実施。				
②整備期間 平成31年度～平成33年度									
③総事業費 110百万円(国費 50百万円(1/2) 県費 60百万円(1/2))									
④全体計画 平成31年度 山腹工0.20ha 谷止工1基 50百万円 平成32年度 谷止工1基 30百万円 平成33年度 谷止工1基 30百万円					【事業位置図等】 				
⑤既整備内容・期間・事業費									